

環 技 審 第 1 4 号
令 和 3 年 9 月 2 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平 野 勝 也



G-B i o石巻須江発電事業に係る環境影響評価準備書について (答申)

令和3年5月19日付け環対第95号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。



G-Bio石巻須江発電事業 環境影響評価準備書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という）に近接して、小学校、保育所及び多数の住居等が立地しているため、本事業の実施による大気質、騒音、悪臭等生活環境への影響が懸念される。

このことから、事業の実施にあたっては、騒音、悪臭等の生活環境への影響だけでなく、その他の環境要素に関しても、準備書に記載された環境保全措置の確実な実施に加え、後述する個別的事項を踏まえた環境影響の一層の回避、低減に努めること。

- (2) 発電に使用する燃料について、評価書においては、新規燃料 G-Bio Fuel.P（以下「新規燃料」という）に関する詳細な情報（原料（学名を含む）、成分組成、他事業における使用実績等）を記載するとともに、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の対象燃料として認定されなかった場合の対応及び供給見通しに基づいた代替燃料の使用可能性も含めて、明確に示すこと。

- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、実施による効果を定量的に判断し、必要に応じて準備書に記載の環境保全措置の見直しを検討すること。

- (4) 事業区域周辺の住民、関係自治体である石巻市及び東松島市の関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得た上で事業を進めること。

また、新規燃料の使用により、想定外の環境影響の発生が懸念されることから、事業の実施に当たっては、住民等へ施設の稼働状況及び常時監視システムのリアルタイムでの共有、事後調査結果の迅速なフィードバック等、積極的な情報提供を行うこと。そのうえで、地元との環境保全に係る協議会等を組織することが望ましい。

2 個別的事項

- (1) 大気質

イ 新規燃料の臭気や排気が大気質に与える影響について、同種及び類似の植物油と比較した結果を参考に掲載する等、よりわかりやすく評価書に記載すること。

ロ 稼働後の環境保全措置として、窒素酸化物をはじめとする大気質について、常時監視を実施するとともに、実際の拡散の状況、濃度測定を含め、事後調査の対象とすること。また、常時監視や事後調査の結果については、積極的に公表し、地域と

の情報交換に努めること。

- ハ 排ガス処理施設の設計に当たっては、常時監視結果や事後調査の結果に応じて、より環境への影響を低減することが可能な構造となるようあらかじめ検討する等、環境への負荷低減のための十分な措置を講じること。

(2) 悪臭

新規燃料の不純物（特に揮発性化合物）を含めた成分組成等を明らかにした上で、保管時及び燃焼に伴い、生活環境に与える影響について、特に夏季高温時に着目し、臭気指数等に係る計量証明等、科学的に評価した結果を評価書に記載すること。

(3) 騒音

- イ 幹線交通を担う道路に近接する地域以外の調査地点における騒音の評価にあつては、現状の環境を踏まえ、今満たしている基準の中で最も厳しい基準を準用し、適切に評価を行うこと。

- ロ 事業区域近傍には住居等が存在することから、工事中の資材、機械の運搬及び残土処理にかかる大型車両の通行に伴う騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、大型車両の通行計画を含めて評価し直し、必要に応じて生活環境への影響が大きい時間帯における通行の回避や、通行車両台数の時間帯毎の分散等、生活環境への影響をより低減させる措置を検討すること。

(4) 水質

燃料の漏出や火災等により、周辺の水環境へ影響が及ぶことのないよう、点検項目を含め対応方針について、評価書に記載すること。

(5) 地形・地質

- イ 事業区域内に土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が存在することから、事業実施により残存する急傾斜地の斜面に与える影響について、崩壊予備物質になりうる土層の簡易貫入試験や急傾斜地の安定解析等を実施した上で評価すること。また、土砂災害に関わる既存の防災施設について調査し、予測及び評価し、評価書に記載すること。
- ロ 旭山撓曲と須江断層の位置関係を示した上で、施設の耐震安全性の評価を可能な範囲で行い、その内容を評価書に記載すること。また、評価の結果、活断層型地震やプレート境界型地震による施設への影響が懸念される場合にあつては、より安全側での保全措置を検討すること。

(6) 動物

- イ 地表性の動物の調査について、より広域を対象とした現地踏査結果を評価書に掲載した上で、実効性の高い環境保全措置を適切に講ずること。

ロ 猛禽類の繁殖について年時変化があることを踏まえ、今回確認されたノスリ以外の猛禽類についても、着工までに生息状況に係る追加調査を実施すること。また、追加調査結果を踏まえ、事後調査の実施を検討する等の環境保全措置を講じることとし、その旨を評価書に記載すること。

(7) 温室効果ガス

温室効果ガスの排出量について、原料の栽培、燃料の製造、燃料を輸入する際の船舶等の運行なども含め、ライフサイクル GHG とカーボンニュートラルをそれぞれ区別した上で、個別の増加要素及び減少要素を明確にし、予測及び評価を行うこと。

(8) 放射線の量

放射線の量について、事業区域内の土壌の放射性物質濃度を測定する等適切に把握した上で、拡散防止措置等を事業計画に反映すること。